

専門教育科目

講義科目

授業科目名	労働基準法	科目コード	配当年次	単位
担当教員	吉澤 郁夫	FV50	1	2
<b>科目の概要</b>				
<p>労働基準法は、他の社労士関連法令科目が「保険のしくみ」をもとに構成されているのに対し、「労働者保護の基本法」として構成されている。すなわち、国が労働条件の最低基準を提示し、この基準を下回る使用者に対して罰則を適用し、労働者を保護する“取締法”的内容となっている。</p> <p>本科目では、労働契約関係、賃金関係、労働時間、休憩、休日および年次有給休暇関係、年少者関係、女性関係、就業規則関係などの規定において、労働者がどのように保護されているか、その原則と例外を理解する。</p>				
<b>科目の到達目標</b>				
<p>①具体的な労働条件に関する照会に回答することができる。</p> <p>②取締法規としての労働基準法の適正な解釈運用ができる。</p>				
テキスト	『労働基準法』安全衛生普及センター			
<b>テキストの読み方</b>				
<p>①労働基準法の学習では、条文を正確に理解することが大切である。</p> <p>②本法のテキストは、条文・施行規則等の原文のほか、多数の通達、判例などを盛り込み、逐条解説しているため、法律の体系、各章の全体像にも意識しながら各条の学習を進めるとよい。</p> <p>③本科目のテキストには、関連の過去問を設問単位で掲示しているので、それに取り組み中で、各条の理解度を確認しながら読み進めると効果的である。</p>				
<b>単位修得の方法</b>				
<p>①レポート課題を提出し、60点以上であれば合格となり、科目修得試験を受験できる。科目修得試験の得点が60点以上であれば合格となり、評価が確定し、2単位を修得できる。</p> <p>または、</p> <p>②スクーリングを受講し、合格すれば2単位を修得できる。この場合、レポート課題の提出と科目修得試験の受験は不要。</p>				